

様式第8号

グループ結成届（共同企業体協定書）

令和 年 月 日

熊本市上下水道事業管理者（宛）

グループの代表企業

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

下記の業務について連帯して実施することを目的とするグループを結成したので、下記のとおり届け出ます。

記

1 グループ名

2 委託名称

下水道管路施設包括的維持管理業務委託（中央区）（第23-901号）

3 構成員

(1) 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

(2) 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

(3) 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

(4) 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

4 添付書類

グループ構成員連絡先一覧及び共同企業体協定書

以上

グループ構成員連絡先一覧

令和 年 月 日

グループ名	
グループの 代表企業	所在地 :
	商号又は名称 :
	代表者 :
	担当者氏名 :
	所属 :
	TEL :
	E-mail :
	分担内容 :
構成員 (統括管理 企業)	所在地 :
	商号又は名称 :
	代表者 :
	担当者氏名 :
	所属 :
	TEL :
	E-mail :
	分担内容 :
構成員 (計画的維 持管理企業)	所在地 :
	商号又は名称 :
	代表者 :
	担当者氏名 :
	所属 :
	TEL :
	E-mail :
	分担内容 :
構成員 (日常的維 持管理企業)	所在地 :
	商号又は名称 :
	代表者 :
	担当者氏名 :
	所属 :
	TEL :
	E-mail :
	分担内容 :

(注意事項)

- 1 記載欄が不足する場合は、適宜追加すること。複数ページにわたっても差し支えない。
- 2 本様式で各構成員に割り当てる分担内容は、様式第6号(共同企業体調書(各構成員の関連企業申告書))で各構成員に割り当てる分担内容と一致するように記載すること。

共同企業体協定書

(目的)

第1条 当グループは、熊本市上下水道局が発注する下水道管路施設包括的維持管理業務委託(中央区)(第23-901号)(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「当該業務」という。)の委託及び請負を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当グループは、〇〇〇〇グループと称する。

(事務所の所在地)

第3条 当グループは、事務所を熊本市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当グループは、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、当該業務の委託契約及び請負契約の完了後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 当該業務を実施することができなかつたときは、当グループは、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約及び請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当グループの構成員は、次のとおりとする。

(1) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇〇〇株式会社

(2) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇〇〇株式会社

(3) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇〇〇株式会社

(4) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇〇〇株式会社

(代表者の名称)

第6条 当グループは、〇〇〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の責務)

第7条 当グループの代表者は、当該業務の実施に関し、当グループを代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、熊本市上下水道局及び監督官庁等と折衝する権限並びに当グループに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があつた場合は、それに応じて分担の変更があるものとする。

- (1) 統括管理業務（統括マネジメント）
〇〇〇〇株式会社
- (2) 統括管理業務（データ管理支援）
〇〇〇〇株式会社
- (3) 計画的維持管理業務（巡視・点検）
〇〇〇〇株式会社
- (4) 計画的維持管理業務（調査）
〇〇〇〇株式会社
- (5) 計画的維持管理業務（清掃）
〇〇〇〇株式会社
- (6) 日常的維持管理業務（住民等対応（一次対応））
〇〇〇〇株式会社
- (7) 日常的維持管理業務（修繕等対応（単価契約レベル））
〇〇〇〇株式会社
- (8) 災害対応業務
〇〇〇〇グループ

2 前項に規定する分担業務の価額については、統括管理業務委託契約書、計画的維持管理業務委託契約書、日常的維持管理業務委託契約書及び災害時維持修繕協定に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第9条 当グループは、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の実施の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当グループの運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、当該業務の委託契約及び請負契約の履行及び下請契約その他の業務の実施に伴い、当グループが負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（契約金の請求等）

第11条 当該業務の実施に関し、契約金の請求及び受領の権限を有する者は、次のとおりとする。

- (1) 統括管理業務委託契約
〇〇〇〇株式会社
- (2) 計画的維持管理業務委託契約
〇〇〇〇株式会社

(3) 日常的維持管理業務委託契約

〇〇〇〇株式会社

(構成員の相互間の責任の分担)

第12条 構成員がその分担業務に関し、熊本市上下水道局及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任について関係構成員が協議するものとする。

3 第2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 第3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当グループの責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、当グループが当該業務を完了する日までは脱退することができない。

(契約不適合責任)

第15条 当グループが実施した業務の統括管理業務委託契約書第24条第1項及び計画的維持管理業務委託契約書第24条第1項並びに日常的維持管理業務委託契約書第41条第1項に規定する契約不適合(以下「契約不適合」という。)に係る責任は、次の各号に定めるところによる。

(1) 契約不適合責任期間は、各契約で定めるものとする。

(2) 当該業務に契約不適合があったときは、各構成員は連帯して責任を負うものとする。

(3) 当グループが解散したのちにおいて当該業務に契約不適合があったときは、各構成員は連帯して責任を負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第16条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(以下余白)

〇〇〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持し、1通を熊本市上下水道局に提出するものとする。

令和 年（ 年） 月 日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印